

平成 25 年度第 1 回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨（案）

1 日 時：平成 25 年 7 月 9 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所：砂防会館 別館会議室 3 階 「六甲」

3 出席者

●委 員： 関澤副委員長、次郎丸委員、辻本委員、野村委員、河村委員、今井氏（篠原委員代理）、丸山委員、芳賀委員、湯川委員、片岡氏（西村委員代理）、有賀委員、岩佐委員、襲田委員、小林委員、榎委員、荒井委員、志手委員

オブザーバー： 秋元氏、高橋氏、山口氏、鈴木氏、田村氏
（事務局）

○消 防 庁： 武田審議官、米澤予防課長、福井国際規格対策官、守谷設備専門官、伊藤違反処理対策官、鈴木設備係長、齋藤企画調整係長、四維技官、北野事務官、辰川事務官、河口事務官、岩佐事務官、緒方事務官、安田事務官、尾上事務官

4 配布資料

検討会次第

<資 料>

- （資料 1-1） 前回会議（平成 24 年度第 2 回）の議事要旨
- （資料 1-2-1） ホテル火災対策検討部会報告書（概要）
- （資料 1-2-2） ホテル火災対策検討部会報告書
- （資料 1-3） 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会の検討状況
- （資料 1-4） ガス系消火設備の容器弁点検について
- （参考資料 1） 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱
- （参考資料 2） 予防行政のあり方に関する検討会及び部会一覧

5 議 事

(1) 前回の議事要旨の確認

資料 1-1 「平成 24 年度第 2 回予防行政のあり方に関する検討会」議事要旨（案）に基づき、事務局から説明が行われ、委員から特段の意見はなかった。7 月 16 日（火）までに修正意見等があれば事務局まで連絡することとされた。

(2) ホテル火災対策検討部会最終報告について

- 建築基準法令の違反対象物について、建築部局は動いてもらえようになっているのか。また、適マーク制度を導入すれば市町村の負担が大きくなるのではないか。
- 建築基準法令の確認については、国土交通省建築指導課と連携、協議している。適マーク制度の復活にあたってはしっかりとした制度とすべきで、具体的に消防機関がどのように建築基準法令を確認しているのかということも含めて、建築部局とどのような連携を図ればより負担が少なくなるか、効果的に確認ができるか、その手法を詰めていきたい。
また、旧適マーク制度では対象となる施設を消防機関が毎年 1 回必ず立入検査をする形となっていたため、負担が大きかったと聞いている。今回の新たな制度では、点検項目自体は旧適マーク制度と同様であるが、全てを網にかけるわけではなく、事業者の申請に基づいて消防機関が認定する制度であり、さらに防火対象物定期点検報告制度や建築部局への報告内容等を踏まえ、できるだけ消防機関の検査の負担軽減を図るものと考えている。
- 国土交通省は、建築基準法令の違反についてはしっかりと対応してくれるということで良いのか。

- 当然建築基準法令の違対象物は、建築部局での是正と考えているが、それ以外の建築基準法令に違反しない既存不適格についても、新たな表示制度では是正しなければ表示ができない形にしており、国土交通省に強く働きかけていきたい。
- 法令に適合する防火上優良の表示と、逆に消防法違反をはっきり地域の社会に対してお知らせする公表を、消防機関がどのように情報公開していくのが今後の課題である。この基準に適合する表示やインターネットで公表するという需要は、社会的に非常に高いのではないか。
- 消防機関が消防用設備等の不備について違反処理をするのは割とスムーズにいくが、建築基準法が絡むものは対応が難しい。消防法第5条を適用するのは簡単ではなく、やはり建築部局との連携がどうしても必要になる。新たな適マーク制度の開始を契機に、より一層建築部局との連携を図る方向で検討しているため、消防庁においても支援をお願いしたい。
- ホテルや旅館などの利用者はインターネットでその情報を検索できるが、消防法違反の情報は利用者には確認ができない。消防法違反のホテルや旅館を利用者がわかるようにしていただきたい。
- 当消防機関では命令をかけない限り公表はしていない。命令した場合はホームページに公表し、防火対象物に掲示する。公表は一つの行政処分であり、公表することにより防火対象物の関係者は不利益を被る。公表するというよりも、積極的に命令をかけるというスタンスである。
- どちらが正しいかという意味ではないが、当消防機関の条例による公表制度は、行政処分や不利益処分を課すという考え方ではなく、事実について施設を利用する市民に情報公開するものである。おそらくどの自治体でも情報公開条例があると考えるが、一般の市民の方から開示請求があった場合、事業者情報であるため開示できないというわけにはいかない。ある裁判所で開示が必要という命令を出した例があると聞いている。請求がある度に開示するより、ホームページで公表する方が制度として良いのではないかという考え方である。
- 今回、ホテル等に関しては旧適マーク制度を復活させ、良いものは事業者からの申請に基づき、利用者にわかりやすく周知していこうということである。一方で悪いものは当然申請されないため、行政機関が手を尽くして情報を整理し表に出さざるを得ない。表に出す以上は、公平かつ公正にやらなければならない。そうなれば消防機関の中でも人員を割かなければならず、それによる違反処理の停滞はあってはならない。違対象物の公表については、決して後ろ向きな姿勢ではない。お話のあった公表制度は、平成23年4月から始まったばかりで、浮き彫りになる様々な課題を整理した上で進めていきたい。
- 現在命令による公示制度があるため、命令を出しやすい環境を整えて、さらに義務づけていないインターネットによる情報提供もすべきではないか、というのが検討部会でのまとめである。

(3) 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会の検討状況について

- スプリンクラー設備の免除要件に火災が発生しても火炎が拡大しにくく、煙も生じないように措置された部分という記載があるが、単に内装を不燃化するような火炎の拡大防止という観点だけでなく、部屋にあるソファや寝具、ベッドなどについても防災のような措置が必要ではないか。収容物が化学製品であれば、その煙で避難ができないという問題も生じるのではないか。
- ご意見を踏まえて検討したい。
- 本来グループホームは病院のような施設ではなく、愛用の石油ストーブなどを自室内に持ち込んで、認知症の進行を遅らせることが本来の目的である。火災危険を低減させるため物品等を規制した部屋では、認知症の進行は進むというような矛盾した形になりかねない。単に防火の目的を満足させるだけでは不都合な面があるのではないか。このような観点からは、スプリンクラー設備の設置を義務化してしまった方が良いのではないか。
- 是正指導について、市町村によって徹底的にされているところと違反通知だけのところで温度差があり、改善策を検討していただきたい。

火災が発生したときに1ユニットに1人の従業員で本当に対応できるのかを考えれば、設備的な部分で補わざるを得ないのではないかと。免除要件については、わかりやすく対応できるよう詳細に規定していただきたい。

関係機関との連携についても重要であるため、しっかりと検討していただきたい。

- 是正指導や関係機関との連携については、現在国土交通省、厚生労働省及び消防庁の三者で具体的にどのように進めていけば良いのか調整しているところであり、ご意見を反映していきたい。スプリンクラー設備の関係についても、ご指摘を踏まえたい。

- 命令をかける際の判定基準に構造や区画などの建築基準法に関する条件が含まれるため建築部局との連携が必要ではないか。

また、(6)項ロとハの判定についても苦慮している。実際に施設に行き、利用者の人数を数えて(6)項ロとハの判定をするが、これらの基準の明確化を検討していただきたい。

- ご指摘いただいた構造等の判定の部分については、どこまで連携できるのか国土交通省と調整していきたい。

(6)項ロとハの判定については、現在判定基準を厚生労働省と調整しており円滑にできるようにしていきたい。

- 札幌市の福祉施設の火災では、住宅を転用して2階建てになっており、夜間の勤務者が1人であった。今回の長崎市の火災の場合も1、2階部分であるにもかかわらず、夜間の勤務者が1人であった。要するに複層階で夜間の勤務者が1人ということ自体が利用者を避難させるのは無理な話であり、勤務者を2人にする事までは言わないが、いずれそのような検討をした方が良いのではないかと。

また、免除要件の部分に準耐火構造の床、壁で区画とあるが、小屋裏まで区画が必要ではないかと。

- 札幌市の福祉施設のような2層以上の建物については、スプリンクラー設備の設置について考えていくべきである。

小屋裏の区画の関係については、国土交通省との調整の中で考えていきたい。

- 認知症高齢者グループホーム以外の高齢者系の福祉施設や障害者系の福祉施設も同じ(6)項ロに該当するが、本部会とは別に検討するのか。

- 最終結論には至っていないが、認知症高齢者グループホーム以外の高齢者系の福祉施設についても、同じように対策を講じていくべきであり、障害者系の福祉施設については、別に検討の場を設けて議論を進めるところである。

(4) 消防用設備等の劣化対策について

- 火災を消す設備において、不具合で二酸化炭素が放出させるのは設備の設計ミスではないかと。また、法令による点検の義務づけは妥当なのか。

- メーカー側の設計は、20年程度で容器自体の交換を考慮しており、推奨交換年数は17年から18年と聞いている。現在その更新が滞っている状況で、特に二酸化炭素については、人間が吸うと死亡してしまう危険性もあるため、法令等に対応が必要と考える。

- 消防用設備等については、半年に1回の機器点検、1年に1回の総合点検を義務づけている。耐用年数に達したものについては、使用できないというのがわかりやすい仕組みであるが、消防用設備等は私有財産であるため、そのような仕組みを法令上で規定するのは難しい。今回のガス系消火設備の劣化対策は、安全封板を開けて劣化しているかを確認し、開けるとその容器弁は取り替えざるを得なくなるため、容器弁の取り替えが進み、安全な設備になっていくという考えである。

- 封板をより高い圧力に耐えられる堅固なものにするという選択肢はないのか。

- 一定の圧力以上になったときに封板が破れなければ、容器自体が破裂してしまう可能性がある

ため、一定の圧力以上で破断するように設計されている。この封板について、例えばプロパンガス容器は常にガスを使っており、ガスボンベの交換時に劣化の状況もチェックできるが、消防用のガスについては火災が起こらない限り使用がないため、圧力がかかったままになってしまう。封板が金属疲労を起こすと、もともと耐えられる圧力だったものが、夏場などに空気が膨張したはずみで破裂するという危険な状況になる。実際に何件かガスが放出した事例もあると聞いている。そのため、消防用のガス容器は、交換期限を封板が破断する可能性が出てくる 30 年経過した時点とした。

- ではボンベの方をもっと堅固にし、爆発しないような形にできないのか。それよりも交換した方が経済的に安く、コスト的にメリットがあると検証されているのか。
- 新設については、今言われたような考え方もあり得るかもしれないが、設置後 30 年、40 年経過するボンベが山のようにある状況である。今から基準を変えたとしても、既に設置されているものに対しては有効ではないと考えている。
ガス系の容器弁以外にも劣化対策について今後検討が必要と考える。